



福岡医発第 2995 号（地付）
平成 29 年 1 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 29 年度国民健康保険及び後期高齢者医療診療報酬請求書等の
提出（協力）日並びに診療報酬等の支払日について

標記の件につきまして、福岡県国民健康保険団体連合会より別紙のとおりお知らせがありましたので、ご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、国保連合会より各医療機関に直接通知されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

福岡保連第 2100 号
平成 29 年 1 月 26 日

福岡県医師会
会長 松田 峻一良 様

福岡県国民健康保険団体連合会
理事長 小山 達生



平成 29 年度国民健康保険及び後期高齢者医療
診療報酬請求書等の提出（協力）日について（お願い）

平素から本会の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年度の標記診療報酬請求書等の提出につきましては、別紙のとおり提出下さいますようお願いいたします。

なお、請求に関する省令では毎月 10 日までの提出となっておりますが、本会の事務処理の都合上、大変ご迷惑をおかけいたしますが、平成 29 年 9 月、12 月提出につきましては 8 日までに、平成 29 年 6 月、平成 30 年 2 月、3 月提出につきましては 9 日までに、提出いただきますよう、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。



**平成 2 9 年度国民健康保険及び後期高齢者医療
診療報酬請求書等の提出（協力）日一覧表**

福岡県国民健康保険団体連合会

提出(協力)日		土日祝日の開所日
平成 2 9 年 4 月	1 0 日 (月)	
5 月	1 0 日 (水)	
6 月	9 日 (金)	1 0 日 (土)
7 月	1 0 日 (月)	
8 月	1 0 日 (木)	
9 月	8 日 (金)	9 日(土) 1 0 日 (日)
1 0 月	1 0 日 (火)	
1 1 月	1 0 日 (金)	
1 2 月	8 日 (金)	9 日(土) 1 0 日 (日)
平成 3 0 年 1 月	1 0 日 (水)	
2 月	9 日 (金)	1 0 日 (土)
3 月	9 日 (金)	1 0 日 (土)

※診療（調剤）報酬請求書等の提出は、厚生労働省令により毎月 10 日までとなっています。

※平成 29 年 9 月・12 月については 9 日（土）及び 10 日（日）、6 月・2 月・3 月については 10 日（土）を開所のうえ受付します。

※受付時間は 8 時 4 5 分から 1 7 時までとさせていただきます。なお、受付時間外に警備室でのお預かりは出来ませんのでご了承ください。
(安全性の確保と個人情報保護のため)

※提出日は、本会ホームページにも掲載していますのでご参照ください。

URL 「 <http://www.kokuhoren-fukuoka.jp/> 」

※郵送等の場合も提出日必着でお願いします。

福岡保連第 2101 号

平成 29 年 1 月 26 日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

福岡県国民健康保険団体連合会

理事長 小山 達生



平成 29 年度診療報酬等の支払日について（お知らせ）

平素から本会の事業運営につきまして格別のご高配をいただき感謝申し上げます。

さて、標記平成 29 年度診療報酬等の支払日は、別表のとおりなりますのでお知らせします。

なお、別途各医療機関等あてに送付することとしておりますので申し添えます。



(別表)

平成 29 年度診療報酬等の支払日

福岡県国民健康保険団体連合会

請求年月	支払日	
	電子レセプト請求 医療機関等	紙レセプト請求 医療機関等
平成 29 年	平成 29 年	平成 29 年
3 月請求分 (2 月診療分)	4 月 20 日 (木曜日)	4 月 28 日 (金曜日)
4 月請求分 (3 月診療分)	5 月 22 日 (月曜日)	5 月 31 日 (水曜日)
5 月請求分 (4 月診療分)	6 月 20 日 (火曜日)	6 月 30 日 (金曜日)
6 月請求分 (5 月診療分)	7 月 20 日 (木曜日)	7 月 31 日 (月曜日)
7 月請求分 (6 月診療分)	8 月 21 日 (月曜日)	8 月 31 日 (木曜日)
8 月請求分 (7 月診療分)	9 月 20 日 (水曜日)	9 月 29 日 (金曜日)
9 月請求分 (8 月診療分)	10 月 20 日 (金曜日)	10 月 31 日 (火曜日)
10 月請求分 (9 月診療分)	11 月 20 日 (月曜日)	11 月 30 日 (木曜日)
11 月請求分 (10 月診療分)	12 月 20 日 (水曜日)	12 月 28 日 (木曜日)
12 月請求分 (11 月診療分)	平成 30 年 1 月 22 日 (月曜日)	平成 30 年 1 月 31 日 (水曜日)
平成 30 年		
1 月請求分 (12 月診療分)	2 月 20 日 (火曜日)	2 月 28 日 (水曜日)
2 月請求分 (1 月診療分)	3 月 20 日 (火曜日)	3 月 30 日 (金曜日)

オンライン請求又は電子媒体による請求の届出を行った保険医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）に対する診療報酬等の支払日については、請求省令に基づき、原則として請求月の翌月 20 日（20 日が土日・祝日の場合は翌日）となっています。

紙レセプト請求の医療機関等は、月末（月末が土日・祝日の場合はその前日）の支払いとなります。